

事務連絡
平成21年5月13日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部サービス推進課
年金相談推進室長補佐 小原 正

来訪相談における受給要件の確認について

社会保険事務所等の年金相談における受給要件の確認については、年金相談マニュアル等により慎重に対応することとしていますが、今般、相談時の確認等をより適確かつ円滑に行うため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管下社会保険事務所へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、窓口担当職員等への周知及び研修等の参考資料として、別添4「受給資格期間の確認について」を添付しますので、ご活用いただきますよう併せてお願ひいたします。

記

1 窓口相談における対応

(1) 受給要件の有無の判定に際しては、相談者に受給要件について説明し、相談者よりこれまでの年金加入期間に関する履歴等についてよく聞き取った上で確認すること。なお、年金加入期間については、相談者からの口頭での申出内容だけに頼らず、必ず窓口装置により本人の年金記録を確認して行うこと。

(2) 本人の年金記録だけでは受給要件を満たさないと思われる場合は、別添1-2を相談者に手渡した上で、別添1「年金受給要件に関する確認事項」により確認する。該当する期間がある場合は、チラシ（別紙）を配付し、確認できる書類を持参の上、再度来訪願うこと。

該当する期間がない場合には、別添3を作成し手渡すとともに、チラシ（別紙）を配付し、新たな被保険者期間等を思い出したときは、再度来訪するよう案内すること。併せて、脱退手当金についても案内すること。

なお、別添1「年金受給要件に関する確認事項」により合算対象期間の確認を行う場合には、適宜別添2の計算シートを用いるなどし、誤りのないよう留意すること。

2 その他

(1) 相談時に受給要件を満たしていない方の年金相談受付票は、別添1「年金受給要件に関する確認事項」等とともに、他の年金相談受付票とは別に保管すること。

(2) 別添3の作成に際しては、裏面の1～4について、該当する番号を○で囲み、写しを取った上で、被保険者記録のハードコピー等とともに相談者に手渡すこと。

問い合わせ先

社会保険庁運営部サービス推進課

年金相談推進室

小杉・小寺

電話：03-5253-1111（内線3578）

年金受給要件に関する確認事項

確認項目に○を付すこと。

<相談者の情報>

基礎年金番号		一						
お名前	(旧姓名)	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日		
20歳到達年月日／60歳到達年月日	昭和・平成	年	月	日／昭和・平成	年	月	日	
共済組合員期間の有無／共済名	有・無	／						
配偶者の有無／基礎年金番号	有	・	無	／	一			
婚姻期間	～	・	～	・	・	～		
	～	・	～	・	・	～		
年金受給のために必要とされる月数	月							

<あなた自身について>

1. 被保険者資格記録に違いはありますか。
 厚生年金保険加入記録に違いがある ある ない
 船員保険加入記録に違いがある はい いいえ
 国民年金加入記録に違いがある はい いいえ
 障害年金を受給したことがありますか。 はい いいえ
 生活保護を受けたことがありますか。 はい いいえ

2. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、次の制度の受給権者だったことはありますか。

- ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険 ウ. 各共済組合 エ. 恩給 オ. 執行官の年金 カ. 国会議員互助年金
 キ. 旧令共済の年金 ク. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
 ケ. 戦傷病者戦没者遺族等援護年金（障害・遺族給付のみ）コ. 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）
 ・該当しない

3. 昭和36年3月以前の被用者年金制度の加入期間はありますか。

- ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険
 ウ. 各共済組合： 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>
 NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合
 ・該当しない

4. 日本国籍を有し、昭和36年4月1日以降かつ60歳未満の期間で、海外に居住したことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S・H 年 月 日～ 年 月 日)

5. 海外居住期間に在住国の年金制度に加入したことはありますか。 ある ない
 「ある」の方は、(国名： その期間：S・H 年 月 日～ 年 月 日)6. 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S 年 月 日～ 年 月 日)

また、上記期間のうち沖縄の事業所に勤務したことはありますか。 ある ない
 「ある」の方は、(事業所名： その期間：S 年 月 日～ 年 月 日)

裏面に続く

7. 外国籍の方、または外国籍を持っていた方で、**日本国籍の取得又は永住許可を受けていますか。**

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S・H 年 月 日～ 年 月 日)

8. **国会議員・地方議会議員**の期間はありますか。 ある ない

「ある」の方は、(国会議員・地方議会議員 : S・H 年 月 日～ 年 月 日)

9. 昭和 61 年 3 月 31 日までの期間で、厚生年金保険・船員保険の**脱退手当金**を受けたことがありますか。

(※ただし、昭和 61 年 4 月 1 日以降 65 歳までに保険料納付済、免除期間を有していること。)

ある ない

10. **共済組合の退職一時金** (昭和 55 年 4 月以前) を受けたことがありますか。 ある ない

「ある」の方は、(共済組合名 :)

11. 昭和 36 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間、**学生**であって 20 歳以上 60 歳未満の期間はありますか。

ある ない

12. 次の項目に該当するものはありますか。

- ・ **旧令共済組合員の期間**はありますか。 ある ない
- ・ **小笠原諸島や奄美大島**に住んでいたことがありますか。 ある ない
- ・ **中国残留邦人**に該当しますか。 する しない

13. **被用者年金制度の遺族給付の受給者**だったことはありますか。 ある ない

<あなたの配偶者及び配偶者であった方について>

昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの間で、あなたの配偶者及び配偶者であった方は、次の要件に該当しますか。

1. **被用者年金制度の加入者**

- | | |
|--|--------|
| ア・厚生年金保険 | イ・船員保険 |
| ウ・各共済組合： 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>
NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合 | |
| ・該当しない | |

2. **被用者年金制度の老齢又は障害給付の受給者** はい いいえ

<被保険者期間>

国年(納付・免除)	厚年加入	船保加入	共済加入	合算対象	合計
月	月	月	月	月	月
必要加入月数	月	不足月数	月		

<確認欄>

総合相談室長・課長	係長	担当者

(相談対応者)

社会保険事務所 氏名

年金受給要件に関する確認事項

平成 年 月 日

社会保険事務所 担当

基礎年金番号	一						
お名前	(旧姓名)	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	

<あなた自身について>

1. 被保険者資格記録に違いはありますか。
 厚生年金保険加入記録に違いがある ある ない
 船員保険加入記録に違いがある はい いいえ
 国民年金加入記録に違いがある はい いいえ
 障害年金を受給したことがありますか。 はい いいえ
 生活保護を受けたことがありますか。 はい いいえ

2. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、次の制度の受給権者だったことはありますか。

- ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険 ウ. 各共済組合 エ. 恩給 オ. 執行官の年金
 ハ. 国會議員互助年金 キ. 旧令共済の年金 ク. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金 ケ. 戦傷病者戦没者遺族等援護年金（障害・遺族給付のみ）コ. 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）
 ・該当しない

3. 昭和36年3月以前の被用者年金制度の加入期間はありますか。

- ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険
 イ. 各共済組合： 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>・NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合
 ・該当しない

4. 日本国籍を有し、昭和36年4月1日以降かつ60歳未満の期間で、海外に居住したことがありますか。
 ある ない

「ある」の方は、その期間 (S・H 年 月 日～ 年 月 日)

5. 海外居住期間に在住国の年金制度に加入したことはありますか。 ある ない
 「ある」の方は、(国名： その期間：S・H 年 月 日～ 年 月 日)6. 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。
 ある ない

「ある」の方は、その期間 (S 年 月 日～ 年 月 日)

また、上記期間のうち沖縄の事業所に勤務したことはありますか。 ある ない

「ある」の方は、(事業所名 :

その期間:S 年 月 日 ~ 年 月 日)

7. 外国籍の方、または外国籍を持っていた方で、**日本国籍の取得又は永住許可を受けていますか。**

ある ない 「ある」の方は、その期間(S・H 年 月 日 ~ 年 月 日)

8. **国会議員・地方議会議員**の期間はありますか。 ある ない

「ある」の方は、(国会議員・地方議会議員 : S・H 年 月 日 ~ 年 月 日)

9. 昭和 61 年 3 月 31 日までの期間で、厚生年金保険・船員保険の**脱退手当金**を受けたことがありますか。(※ただし、昭和 61 年 4 月 1 日以降 65 歳までに保険料納付済、免除期間を有していること。) ある ない

10. **共済組合の退職一時金** (昭和 55 年 4 月以前) を受けたことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、(共済組合名 :)

11. 昭和 36 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間、**学生**であって 20 歳以上 60 歳未満の期間はありますか。 ある ない

12. 次の項目に該当するものはありますか。

- ・ **旧令共済組合員の期間はありますか。** ある ない
- ・ **小笠原諸島や奄美大島に住んでいたことがありますか。** ある ない
- ・ **中国残留邦人に該当しますか。** する しない

13. **被用者年金制度の遺族給付の受給者だったことはありますか。**

ある ない

<あなたの配偶者及び配偶者であった方について>

昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの間で、あなたの配偶者及び配偶者であった方は、次の要件に該当しますか。

1. 被用者年金制度の加入者

- | | |
|-----------|---|
| ア・厚生年金保険 | イ・船員保険 |
| ウ・各共済組合 : | 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・
J R <国鉄>・N T T <電電公社>・J T <専売公社>・
農林漁業団体職員組合
・該当しない |

2. 被用者年金制度の老齢又は障害給付の受給者 はい いいえ

計算シート

作成日 平成 年 月 日

氏名()
20歳到達()

基礎年金番号()
60歳到達()

生年月日()
受給権発生()

婚姻期間()

昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
41													
42													
43													
44													
45													
46													
47													
48													
49													
50													
51													
52													
53													
54													
55													
56													
57													
58													
59													
60													

平成 昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
61													
62													
63													
1 64													
2 65													
3 66													
4 67													
5 68													
6 69													
7 70													
8 71													
9 72													
10 73													
11 74													
12 75													
13 76													
14 77													
15 78													
16 79													
17 80													
18 81													
19 82													
20 83													
21 84													
22 85													
23 86													
24 87													
25 88													
26 89													
27 90													
28 91													
29 92													

厚生年金(月) 国民年金(月)
共済期間(月) カラ期間(月) 合計(月)

計算シート《記入例》

作成日 平成 21年 4月 1日

氏名(厚年 花子) 基礎年金番号(1234-567890) 生年月日(S22. 9. 20) 婚姻期間(S53. 9~H2. 5)
20歳到達(S42. 9) 60歳到達(H19. 9) 受給権発生(H19. 9)

昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												12
46												12
47												12
48												9
49												
50												
51												
52												
53												7
54												12
55												12
56												12
57												12
58												12
59												12
60												12

平成 昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
61												12
62												12
63												12
1 64												12
2 65												10
3 66												12
4 67												12
5 68												12
6 69												12
7 70												12
8 71												12
9 72												12
10 73												3
11 74												
12 75												9
13 76												12
14 77												4
15 78												
16 79												
17 80												
18 81												
19 82												
20 83												
21 84												
22 85												
23 86												
24 87												
25 88												
26 89												
27 90												
28 91												
29 92												

厚生年金(136 月) 国民年金(79 月)
共済期間(月) カラ期間(91 月) 合計(306 月)

老齢基礎年金の受給要件についてのご確認事項

お名前 様 生年月日 (延・暦) 年 月 日

基礎年金番号

老齢基礎年金を受けるには、原則、保険料を納められた期間（免除等も含む。以下同じ。）と合算対象期間の合計が 月 (A) 必要です。

 様の場合、別添のとおり、保険料を納められた期間は 月 (B)、また合算対象期間は 月 (C) です。

あなた様が老齢基礎年金の受給要件を満たすためには、あと 月 (A - (B + C)) 必要となります。

【特例に該当の方のみ】

なお、(厚生年金保険・共済年金制度) の特例が適用される場合は、加入月数が 月 (D) 必要です。あなた様の厚生年金保険・船員保険の加入期間と共済年金の加入期間の合計は 月 (E) となり、(厚生年金保険・共済年金) 期間があと 月 (D - E) 必要となります。

※年金を受ける要件を満たすためには・・・

- 1 今から60歳に到達するまでの□月の間、厚生年金保険や共済年金に加入するか、それ以外の期間については国民年金に加入して保険料を納めることで受給要件を満たします。
- 2 1によるほか、60歳以降も厚生年金保険や共済年金に加入するか国民年金に任意加入し、65歳に到達するまでに保険料をあと□月以上納めることで受給が可能となります。
- 3 1及び2によるほか、65歳以降も厚生年金保険や共済年金に加入するか国民年金に任意加入し、70歳に到達するまでに保険料をあと□月納めることで受給が可能となります。
- 4 あなた様の加入期間では、1~3により70歳に到達するまで保険料を納められたとしても、必要な月数に□月不足するため、老齢年金の受給資格を満たすことができません。

※ 他に厚生年金保険等や共済年金の加入期間、国民年金の保険料納付済期間や免除期間、合算対象期間を思い出された場合には、社会保険事務所等までお申し出下さい。

相談日 平成 年 月 日

社会保険事務所

担当者

年金をお受けになつていな方！！このような期間はありませんか？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかつたり、国民年金の被保険者の対象となつていなかつた、ことなどにより25年を満たせない場合があります。

(注)生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給できることがあります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があり、この期間を「合算対象期間」といいます。保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

主な合算対象期間は次の期間です。※は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

昭和61年4月1日以後の期間

- 1 日本人であつて海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかつた期間※
- 2 平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除く)であつて国民年金に任意加入しなかつた期間※
- 3 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間又は60歳以上の期間

昭和36年4月1日から昭和61年3月31までの期間

- 4 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかつた期間※
- 5 被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかつた期間※
- 6 学生(夜間制、通信制を除く)であつて国民年金に任意加入しなかつた期間※
- 7 昭和36年4月以降の国會議員であった期間※
- 8 昭和37年12月以降の地方議員であった期間※
- 9 日本国籍を取得した方、又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であつて昭和56年12月までの在日期間※
- 10 日本人であつて海外に居住していた期間※
- 11 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間(免除期間を含む)がある人に限る)※
- 12 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかつた期間※
- 13 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間

昭和36年3月31日以前の期間

- 14 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間(昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る)
- 15 共済組合の組合員期間(昭和36年4月以後に引き続いている場合に限る)

合算対象期間を証明するために必要な書類は、裏面の表をご覧ください。

合算対象期間を証明するために必要な書類
～合算対象期間については、裏面をご覧ください～

項目番号	必要な書類
1 10	海外居住期間を証明できる次の<u>いずれか</u>の書類 ・戸籍の附票 ・旅券法に規定する旅券(パスポート)の写し ・滞在国が交付した居住証明書 ・滞在国の日本領事館が交付した在留証明書
2 6	学生期間を証明できる書類 在籍証明書（卒業証書は不可）
4 5	昭和61年3月以前の配偶者の被用者年金の被保険者期間を証明できる次の全ての書類 ・配偶者の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書等) ・婚姻期間を確認できる戸籍謄本 ・その共済組合が発行する「年金加入期間確認通知書」(共済組合の期間に該当する場合のみ)
7	国会議員の期間を証明できる書類
8	地方議員の期間を証明できる書類
9	日本国籍を取得した方 戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書 永住の許可を受けた方は次の<u>いずれか</u>の書類 ・登録原票記載事項証明書 ・旅券法に規定する旅券(パスポート)の写し ・永住許可の旨が記載された「在留資格証明書」又は「永住許可書」等
13	共済組合の期間に該当する場合
15	その共済組合が発行する「共済期間確認通知書」

次の期間は申請により「保険料納付済期間」又は「保険料免除期間」となります

- 昭和61年4月1日から平成17年3月31までの被用者年金制度の被保険者（加入者）の被扶養配偶者であった20歳～59歳の期間のうち、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間に算入されていない期間がある場合は、届出により**国民年金の保険料納付済期間**となります。【3号特例届出】
- 昭和36年4月1日から昭和45年3月31までの間のうち沖縄に住所を有していた期間は、被用者年金制度の加入期間を除いて、**国民年金の保険料免除期間**とみなします。【沖縄の特例】
 ※この他、厚生年金保険についても沖縄特例の取扱いがあります。
- 明治44年4月2日以降に生まれた中国残留邦人が永住帰国し、その日から引き続き1年以上本邦に住所を有している場合、帰国前の期間を**国民年金の保険料免除期間**とみなします。なお、保険料免除とみなされた期間は、永住帰国した日から6年を経過した日の属する月の末日までの間に追納し、保険料納付済期間とすることができます。【中国残留邦人に対する特例】

受給資格期間の確認について

— 年金相談対応時における留意事項 —

年金相談において、「今までは、年金が受けられない！」という方については、あらゆる可能性を確認する必要があります。

目 次

I 年金相談対応時における留意事項

1 資格期間の確認

2 合算対象期間の確認

3 受給資格を満たすための特別な期間

- (1) 沖縄の特例
- (2) 中国残留邦人
- (3) 社会保障協定
- (4) 旧令共済組合員の期間

4 第3号被保険者の特例

II 参 考

国民年金法 60年改正法附則8条

(国民年金の被保険者期間等の特例)

I 年金相談対応時における留意事項

年金の受給権発生の基準となる請求者の年齢要件、資格要件、納付要件のうち資格要件と納付要件については、とりわけ重要であることから相談や請求書を受理する際に十分な確認が必要です。

1 資格期間の確認（年金相談マニュアル 本編P 13～）

本人が申し立てた履歴と被保険者記録を突合し、記録の漏れがないか以下の点に留意し確認します。

① 本人基本情報

基礎年金番号（年番 020）、厚生年金手帳番号（健保厚年 021-1）、国民年金手帳番号（国 050）を確認します。

② 特別便の照会（年番 050）の回答状況はどうか。また、名寄せ対象者となっていないか。

③ 本人が記憶にない加入履歴が存在する可能性もあります。氏名索引（年番 010、共通 090、090-1）を行い、登録されていない記録がないかを確認します。

また、氏名索引を行うときは、旧姓、振り仮名、生年月日の幅を持たせて検索すること。

④ 本人申し立ての会社名とオンライン上の事業所名の相違がないか。漏れている会社名はないかをチェックします。

漏れや間違いがあればオンライン上で調査し、確認できないときは、資格照会を行うこと。

⑤ 現在、未加入であっても過去に遡って納付できる国民年金（2年以内の）期間があるかどうか確認します。

⑥ 国民年金に未加入の期間であっても、生活保護や障害年金を受給していた期間は、法定免除期間として遡って届出することが可能です。

⑦ 配偶者の公的年金の加入期間が本人のカラ期間や第3号被保険者期間に影響することから、配偶者（配偶者だった者）の状況も漏れなく聴取する。

また、第3号被保険者期間の届出漏れについては、該当届と特例届の届出を指示する。

⑧ オンラインで確認できない共済組合員期間が存在しないか。

⑨ 受給要件を満たすための方策

厚生年金保険の高齢任意加入や国民年金特例高齢任意加入により受給要件を満たすことが可能かどうか。任意加入する際のメリットやデメリットを説明したうえで、ご本人の判断となるが「いつ・どこへ・いつまでに手続きするのか」を明確に伝えること。

老齢基礎年金を受けるのに必要な期間を満たしています

厚生年金・共済組合加入期間及国民年金の納付済・全額免除等の期間の合計は 25 年以上ありますか

はい

いいえ

下の生年月日に応じて厚生年金・共済組合加入期間及国民年金の納付済・全額免除等の期間の合計は必要年数以上ありますか

生年月日	年数
昭和 02 年 04 月 01 日以前	21 年
昭和 02 年 04 月 02 日～昭和 03 年 04 月 01 日	22 年
昭和 03 年 04 月 02 日～昭和 04 年 04 月 01 日	23 年
昭和 04 年 04 月 02 日～昭和 05 年 04 月 01 日	24 年

はい

いいえ

下の生年月日に応じて厚生年金または共済組合加入期間は必要年数以上ありますか

生年月日	年数
昭和 27 年 04 月 01 日以前	20 年
昭和 27 年 04 月 02 日～昭和 28 年 04 月 01 日	21 年
昭和 28 年 04 月 02 日～昭和 29 年 04 月 01 日	22 年
昭和 29 年 04 月 02 日～昭和 30 年 04 月 01 日	23 年
昭和 30 年 04 月 02 日～昭和 31 年 04 月 01 日	24 年

はい

いいえ

下の生年月日に応じて 40 歳（女性・坑内員・船員は 35 歳）以降の厚生年金加入期間は必要年数以上ありますか

生年月日	年数
昭和 22 年 04 月 01 日以前	15 年
昭和 22 年 04 月 02 日～昭和 23 年 04 月 01 日	16 年
昭和 23 年 04 月 02 日～昭和 24 年 04 月 01 日	17 年
昭和 24 年 04 月 02 日～昭和 25 年 04 月 01 日	18 年
昭和 25 年 04 月 02 日～昭和 26 年 04 月 01 日	19 年

はい

いいえ

下の特例のいずれかに該当しますか

- ① 昭和 29 年 4 月以前から引き続く 15 年間に坑内員として 12 年以上加入した
- ② 昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方で昭和 61 年 3 月 31 日までに漁船員の特例（実期間 11 年 3 ヶ月以上）を満たしている
- ③ 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たしている
- ④ 恩給などの旧制度で老齢（退職）給付を受けられる

はい

いいえ

現在の記録だけでは、老齢基礎年金は受けられません

年金受給要件に関する確認事項

確認項目に○を付すこと。

<相談者の情報>

基礎年金番号				一						
お名前	(旧姓名)			生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日		
20歳到達年月日／60歳到達年月日	昭和・平成			年	月	日	昭和・平成	年	月	日
共済組合員期間の有無／共済名	有・無			／						
配偶者の有無／基礎年金番号	有・無			／	一					
婚姻期間	～	・	・	～						
	～	・	・	～						
年金受給のために必要とされる月数				月						

<あなた自身について>

1. 被保険者資格記録に違いはありますか。
- | | | |
|--------------------|----|-----|
| 厚生年金保険加入記録に違いがある | ある | ない |
| 船員保険加入記録に違いがある | はい | いいえ |
| 国民年金加入記録に違いがある | はい | いいえ |
| 障害年金を受給したことがありますか。 | はい | いいえ |
| 生活保護を受けたことがありますか。 | はい | いいえ |

2. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、次の制度の受給権者だったことはありますか。

- | |
|--|
| ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険 ウ. 各共済組合 エ. 恩給 オ. 執行官の年金 カ. 国会議員互助年金
キ. 旧令共済の年金 ク. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
ケ. 戦傷病者戦没者遺族等援護年金（障害・遺族給付のみ）コ. 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）
・該当しない |
|--|

3. 昭和36年3月以前の被用者年金制度の加入期間はありますか。

- | |
|--|
| ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険
ウ. 各共済組合： 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>
NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合
・該当しない |
|--|

4. 日本国籍を有し、昭和36年4月1日以降かつ60歳未満の期間で、海外に居住したことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S・H 年 月 日～ 年 月 日)

5. 海外居住期間に在住国の年金制度に加入したことはありますか。 ある ない
「ある」の方は、(国名： その期間：S・H 年 月 日～ 年 月 日)

6. 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S 年 月 日～ 年 月 日)

- また、上記期間のうち沖縄の事業所に勤務したことはありますか。 ある ない
「ある」の方は、(事業所名： その期間：S 年 月 日～ 年 月 日)

裏面に続く

7. 外国籍の方、または外国籍を持っていた方で、**日本国籍の取得又は永住許可を受けていますか。**

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S・H 年 月 日～年 月 日)

8. **国会議員・地方議会議員**の期間はありますか。 ある ない

「ある」の方は、(国会議員・地方議会議員： S・H 年 月 日～年 月 日)

9. 昭和61年3月31日までの期間で、厚生年金保険・船員保険の**脱退手当金**を受けたことがありますか。

(※ただし、昭和61年4月1日以降65歳までに保険料納付済、免除期間を有していること。)

ある ない

10. **共済組合の退職一時金** (昭和55年4月以前) を受けたことがありますか。 ある ない

「ある」の方は、(共済組合名：)

11. 昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの間、**学生**であって20歳以上60歳未満の期間はありますか。

ある ない

12. 次の項目に該当するものがありますか。

- ・**旧令共済組合員の期間**はありますか。 ある ない
- ・**小笠原諸島や奄美大島**に住んでいたことがありますか。 ある ない
- ・**中国残留邦人**に該当しますか。 する しない

13. **被用者年金制度の遺族給付**の受給者だったことはありますか。 ある ない

<あなたの配偶者及び配偶者であった方について>

昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、あなたの配偶者及び配偶者であった方は、次の要件に該当しますか。

1. **被用者年金制度の加入者**

- | | |
|----------|---|
| ア・厚生年金保険 | イ・船員保険 |
| ウ・各共済組合： | 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>
NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合 |
| ・該当しない | |

2. **被用者年金制度の老齢又は障害給付の受給者** はい いいえ

<被保険者期間>

国年(納付・免除)	厚年加入	船保加入	共済加入	合算対象	合計
月	月	月	月	月	月
必要加入月数	月	不足月数	月		

<確認欄>

総合相談室長・課長	係長	担当者

(相談対応者)

社会保険事務所 氏名

計算シート

作成日 平成 年 月 日

氏名() 基礎年金番号()
20歳到達() 60歳到達()

生年月日() 婚姻期間()
受給権発生()

昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												

平成 昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
61												
62												
63												
1 64												
2 65												
3 66												
4 67												
5 68												
6 69												
7 70												
8 71												
9 72												
10 73												
11 74												
12 75												
13 76												
14 77												
15 78												
16 79												
17 80												
18 81												
19 82												
20 83												
21 84												
22 85												
23 86												
24 87												
25 88												
26 89												
27 90												
28 91												
29 92												

厚生年金(月) 國民年金(月)
共済期間(月) カラ期間(月) 合計(月)

別添2

計算シート《記入例》

作成日 平成 21年 4月 1日

氏名(厚年 花子) 基礎年金番号(1234-567890) 生年月日(S22. 9. 20) 婚姻期間(S53. 9~H2. 5)
20歳到達(S42. 9) 60歳到達(H19. 9) 受給権発生(H19. 9)

昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
41													
42													
43													
44													
45													12
46													12
47													12
48													9
49													
50													
51													
52													
53													7
54													12
55													12
56													12
57													12
58													12
59													12
60													12

平成 昭和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
61													12
62													12
63													12
1 64													12
2 65													10
3 66													12
4 67													12
5 68													12
6 69													12
7 70													12
8 71													12
9 72													12
10 73													3
11 74													
12 75													9
13 76													12
14 77													4
15 78													
16 79													
17 80													
18 81													
19 82													
20 83													
21 84													
22 85													
23 86													
24 87													
25 88													
26 89													
27 90													
28 91													
29 92													

厚生年金(136 月) 国民年金(79 月)
共済期間(月) カラ期間(91 月) 合計(306 月)

2 合算対象期間の確認

(1) 合算対象期間とは（年金相談マニュアル 制度編P31、P271～）

老齢基礎年金を受けるためには、国民年金の保険料納付済期間・免除期間・学生納付特例期間・若年者納付猶予期間とあわせて原則25年以上の期間が必要です。

これらの期間の合計が、25年に足らず（被用者年金で20年以上、中高齢の特例15年以上等の特例にも満たない場合を含む）受給資格を満たせない方でも、合算対象期間を合わせて25年以上あれば、老齢基礎年金を受給することができます。

合算対象期間とは、国民年金に任意加入しなかった期間、被保険者から除かれていた期間や基礎年金拠出金の拠出対象とならなかった期間のこと、次のように大きく3種類に区分することができます。

なお、この合算対象期間のうち、年金額の計算の対象にはならないが、資格期間として計算される期間を、いわゆる「カラ期間」と称しています。

① 任意加入被保険者として加入することが出来た期間のうち、任意加入していないかった期間（任意未加入期間）

② 国会議員など以前、被保険者から除外されていた期間

③ 被用者年金制度の加入者で、国民年金制度創設前（昭和36年3月以前）の期間や昭和36年4月以降の加入期間で、20歳前及び60歳以後の期間（基礎年金拠出金の拠出対象とならなかった期間）



国民年金　任意未加入期間　例

	昭和 36 年 04 月 昭和 56 年 12 月	昭和 57 年 01 月 昭和 61 年 03 月	昭和 61 年 04 月 平成 03 年 03 月	平成 03 年 04 月 ～
被用者年金制度の加入者の配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の老齢・退職年金の受給資格期間満了者およびその配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の老齢・退職年金の受給者	任意加入			
上記の配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の障害年金の受給権者およびその配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の遺族年金の受給権者	任意加入		強制加入	
学生	任意加入			強制加入
在日外国人	適用除外	強制加入		
国内在住の 60 歳以上 65 歳未満の人	適用除外		任意加入	
海外在住の 20 歳以上 65 歳未満の日本人	適用除外		任意加入	

国民年金創設前の期間（昭和 36 年 3 月 31 日以前）、基礎年金制度の導入（昭和 61 年 4 月 1 日）の前後で主なものに次の例のような例があります。

※ は、20 歳以上 60 歳未満の期間に限ります

A 昭和 61 年 4 月 1 日以降の期間

B 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間

C 昭和 36 年 3 月 31 日以前の期間

A 昭和 61 年 4 月 1 日以降の期間について

- | | |
|---|--|
| 1 | 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※ |
| 2 | 平成 3 年 3 月までの学生であって国民年金に任意加入しなかった期間※ |
| 3 | 第 2 号被保険者の期間のうち、20 歳未満の期間または 60 歳以上の期間 |

B 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間

- | | |
|----|---|
| 4 | 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間※ |
| 5 | 被用者年金制度等から支給される老齢(退職年金)の受給者とその配偶者 |
| 6 | 被用者年金制度等から支給される老齢(退職年金)の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給者で国民年金に任意加入しなかった期間※ |
| 7 | 平成 3 年 3 月までの学生（夜間、通信制を除く）であって国民年金に任意加入しなかった期間※ |
| 8 | 昭和 36 年 4 月以降の国会議員だった期間※ |
| 9 | 昭和 37 年 12 月以降の地方議員であった期間※ |
| 10 | 日本国籍を取得した方、または、永住の許可がされた方の取得、承認前の期間であって昭和 56 年 12 月までの在日期間※ |
| 11 | 日本人であって海外に居住していた期間※ |
| 12 | 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和 61 年 4 月から 65 歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間、免除期間がある人に限る。※） |
| 13 | 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかつた期間※ |

C 昭和 36 年 3 月 31 日以前の期間

- | | |
|----|--|
| 14 | 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和 36 年 4 月以後に公的年金加入期間がある場合に限る） |
| 15 | 共済組合の組合員期間（昭和 36 年 4 月以後に引き続いている場合に限る） |

＜例1＞ A1 B10 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間）



法附(60)8⑤-9

海外在住の20歳以上60歳未満の日本人は、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までは、日本国籍を有している場合でも、国民年金の適用除外とされており、任意加入できませんでした。

昭和61年4月1日に基礎年金制度が導入されて以降、任意加入できるようになりました。どちらの期間も、合算対象期間とされています。

海外居住者の国民年金加入手続き

〈加入できる人〉

次の要件に該当し加入を希望する人は、国民年金に任意加入できます。

- ・ 20歳以上65歳未満の海外居住者で、日本国籍のある人または日本で60月以上の公的年金の加入（納付）期間のあるドイツに住むドイツ人
- ・ 65歳以上70歳未満の海外居住者で、年金の受給資格期間の足りない日本国籍のある人または日本の公的年金の加入（納付）期間が60月以上あるドイツに住むドイツ人（ただし受給権のできるまで）

〈加入手続き〉

国民年金の加入手続きは、市区町村が窓口となっていますが、外国に住んでいる人は、以下の方法で加入することができます。

- ① 国内に親族（親・子・兄弟など）が住んでいる場合

親族の方の協力が得られたときは、その方に「協力者」になってもらい市区町村役場での加入手続きや、保険料の納付などを行います。

- ② 国内に親族が住んでいない場合や高齢であることなどにより親族に依頼することが困難な場合

最終住所地を管轄している社会保険事務所で加入手続きを行います。

＜例2＞ A2 B6 平成3年3月までの学生であつて国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間）



国年法附 7①

法附 (60) 8⑤-1.9

学生であった期間とは、次の期間のうち、定時制（夜間制）及び通信制の学部に在籍していた期間を除いた期間

- ア 高等学校または盲学校・ろう学校・養護学校の高等部の生徒であった期間
- イ 大学・短期大学または短期大学または大学院の学生であった期間
- ウ 高等専門学校の学生であった期間
- エ 各種学校のうち、次のものを養成するための学校の生徒であった期間（昭和61年4月1日以降のものに限る）

①あんまマッサージ指圧士・はり師・きゅう師、②理容師、③栄養士、④保健婦・助産婦・看護士・准看護士、⑤歯科衛生士、⑥診療放射線技師、⑦歯科技工士、⑧美容師、⑨臨床検査技師・衛星検査技師、⑩理学療法士・作業療法士、⑪製菓衛生師、⑫柔道整復師、⑬視能訓練士

＜例3＞ A3 第2号被保険者の期間のうち、20歳未満の期間または60歳以上の期間

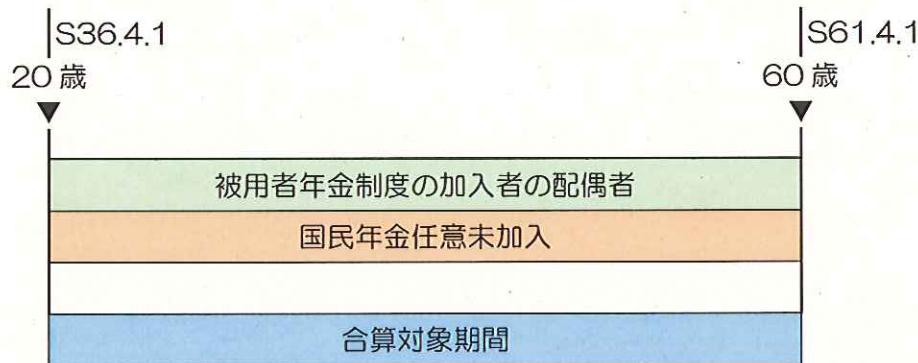


法附 (60) 8④⑤-6

国民年金の保険料徴収は、昭和36年4月1日から開始され、被保険者は20歳以上60歳未満とされたため、老齢基礎年金の額も、昭和36年4月1日以後で20歳以上60歳未満の期間を基礎として計算されます。

このため、基礎に反映しない、第2号被保険者であった期間のうち、20歳未満の期間および60歳以後の期間、及び昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳未満の被用者年金制度の加入者の期間も合算対象期間とされます。

＜例4＞ B4 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間



次のアからウまでの配偶者であった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの 20 歳以上 60 歳未満の期間が合算対象期間となります。

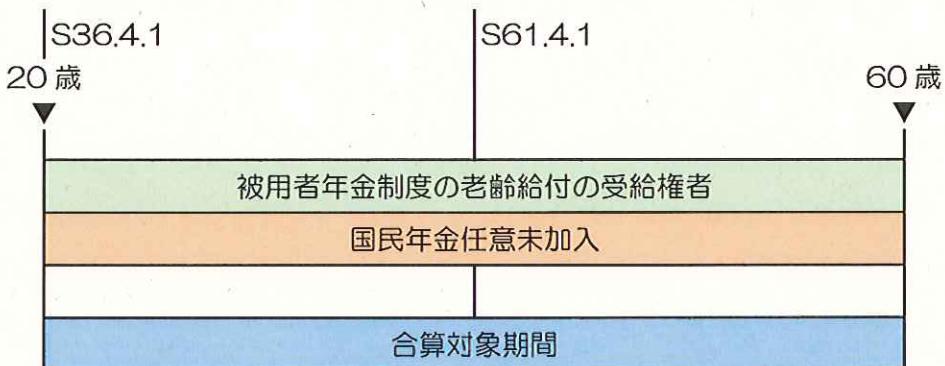
ア 被用者年金制度（厚生年金保険・船員保険・各種共済組合・地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金）の加入者

イ 次の制度の老齢（退職）または障害給付の受給権者

- ・ 厚生年金保険
- ・ 船員保険
- ・ 各種共済組合
- ・ 恩給
- ・ 執行官の年金
- ・ 国会議員互助年金
- ・ 旧令共済組合の年金
- ・ 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
- ・ 戦傷病者戦没者遺族援護年金（障害・遺族給付のみ）
- ・ 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）

ウ 上記制度の老齢（退職）給付を受けるのに必要な期間を満たしている人の昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの 20 歳以上 60 歳未満の期間

＜例5＞ B5 被用者年金制度等から支給される老齢(退職年金)の受給権者



老齢（退職）年金受給権者の配偶者や障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者



法附(60) 8⑤-1

被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者については、昭和 61 年 3 月以前及び昭和 61 年 4 月以降のいずれも国民年金の任意加入対象者であるため、任意未加入期間は、合算対象期間となります。

また、老齢（退職）年金の受給権者の配偶者や障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者については、昭和 61 年 4 月以降は、国民年金第 1 号被保険者となったため、昭和 61 年 3 月以前のみが合算対象期間となります。

＜例6＞ B7 昭和36年4月以降の国会議員だった期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間）

S36.4.1	S55.4.1	S61.4.1
適用除外期間	国民年金任意未加入	第1号被保険者
合算対象期間	合算対象期間	

法附(60)8⑤-8

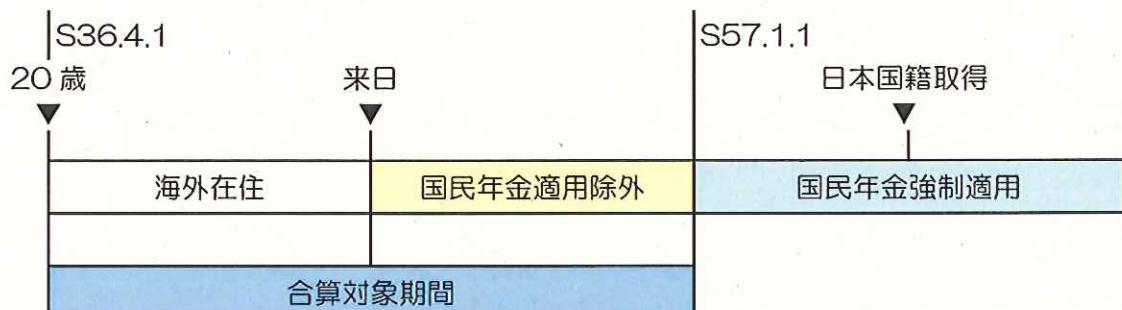
B8 昭和37年12月以降の地方議員であった期間（昭和37年12月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間）

法附(60)8⑤-8

国会議員は、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間は、国民年金の適用除外とされていました。

昭和55年4月1日からは、任意加入ができることとなり、昭和61年4月以降は、強制適用となりました。

＜例7＞ B9 日本国籍を取得した方、または、永住の許可がされた方の取得、承認前の期間であった昭和56年12月までの在日期間

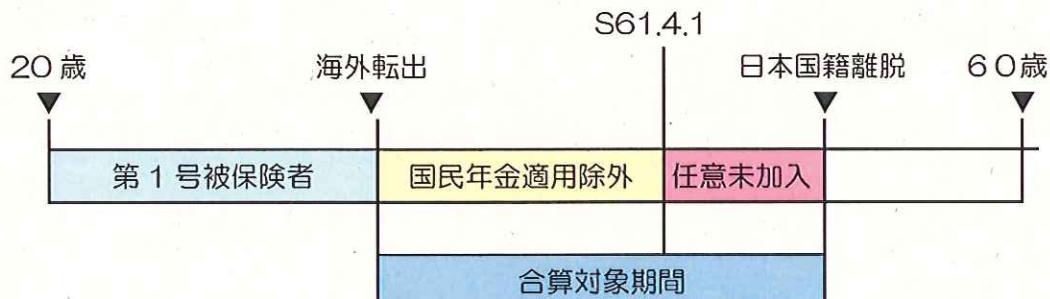


法附(60)85-10 法附(60)85-11

昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間は、日本国民以外は、加入できませんでした。しかし、昭和57年1月1日以後は、国籍条項が撤廃され、日本国内に住所を有していれば、被用者年金制度の加入者以外は、国民年金に加入することができることとされました。そこで、日本国民でないことにより国民年金に加入できなかった期間は、合算対象期間とされました。

また、永住の許可を受けていた者が本国に帰国するなどした場合であっても昭和56年12月以前の国民年金適用除外期間は、合算対象期間となります。

＜例8＞ B10 日本人であって海外に居住していた期間（国籍離脱した場合）



法附(60)85-9

日本国籍を有する者が日本国内に住所を有しない期間のうち、昭和61年3月以前は任意加入できなかった期間であり、昭和61年4月以降は任意未加入期間であることから、いずれも合算対象期間となります。したがって国籍離脱するまでの間は、合算対象期間となります。